

第1回河合町学童保育所 民間委託 保護者説明会

令和7年5月25日 開催

民間委託についての概要

▶ 1 民間委託導入の経緯・目的

- ▶ ①学童指導員の安定的な人材確保
- ▶ ②学童保育所での活動内容等の充実
- ▶ ③学童指導員への研修体制の充実
- ▶ ④入退室管理システム、保育環境の整備

民間委託についての概要

▶ 2 委託事業者の選定方法

▶ プロポーザル方式での選定

(価格のみで決定する競争入札ではない)

- ▶ ・プロポーザル方式：
価格のみではなく、業務実績、企画力、運営能力などを総合的に判断する
- ▶ ・一般競争入札方式：
- ▶ 一番価格の低い事業者を選定

民間委託にあたっての条件

- ▶ ・ 保育料：現在の保育料から変更はありません。
- ▶ ・ 複数年委託：令和7年10月から令和10年3月31日まで
（2年6ヶ月経過後は再度業者選定を行う）
- ▶ ・ 基本的な運営内容は同じ：開所日、開所時間、学童の場所、指導員の数など
- ▶ ・ 町が事業実施の責任者：民営化ではなく、民間への業務委託（公設民営）

町の業務内容

- ▶ ・入所や退所するための申込受付や決定
- ▶ ・保護者負担金など学童利用料の徴収、利用料の減免の審査や決定
- ▶ ・学童保育所運営状況の確認 など

民間事業者の業務内容

- ▶ ・ 学童保育所の運営業務全般
(児童の育成、日常業務、学校との連絡調整)
- ▶ ・ 業務マネージャーによる定期的な巡回
- ▶ ・ 指導員の募集、研修、労務管理
- ▶ ・ 保護者への利用者アンケートや活動報告の実施

民間委託後に導入予定のサービス

- ▶ ・ 児童の入退室管理のシステム
- ▶ ・ 民間事業者のノウハウを取り入れたイベント
- ▶ ・ 長期休暇中の注文弁当の実施

ご意見・ご質問について

- ・ 長期休暇中のお弁当対応が可能か？
- ・ 料金の変動はあるか？
- ・ 場所の変更があるか？
- ・ 先生の変更があるか？
- ・ 長期休暇中の高学年の受け入れは可能か？